

災害や感染症対策に係る体制整備について

① 災害対策について

市の地域防災計画では、「震災対策」「水害対策」「その他の災害対策（竜巻・火災・雪害等）」の災害の種類別において、予防・応急対策・復旧復興の計画を策定しています。本計画において、高齢者は要配慮者として位置づけられており、「一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の者」及び「日中に一人暮らしになる高齢者及び高齢者のみ世帯の者」を「避難行動要支援者」とし、避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を行うこととしています。

また、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画も定期的に確認をお願いするとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すことも必要です。

市内でも、令和元年度に水害による被害も発生したことから、昨今増加傾向となっている自然災害に備え、市の地域防災計画や各種関係法令との整合性を図りながら、取り組みを行いたいと考えています。

取組み内容の一例

- ・被災した要配慮者の受入体制の整備（通常の避難所では生活が困難な要配慮者が避難する福祉避難所を含む）
- ・民生委員及びボランティアによる安否の確認などのネットワーク等の活用
- ・介護が必要な方向けの物資（食料や生活資材）の備蓄
- ・介護施設における有事の際の非常災害計画の作成及び避難訓練の実施

② 感染症対策について

感染症に対する備えの検討については、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

新型コロナウイルス等の感染症対策の重要性と具体的な対策については、これまでに国や県から通知やマニュアルが示されていることから、今後も施設等に迅速に周知するとともに、市として対応したいと考えています。